

学校給食提供に関する書類の提出について

学校給食費の公会計化に伴い、保護者の皆様には「学校給食提供申込書(様式第1号)」を提出いただいております。学校給食の実施者である熊本市と学校給食の提供を受ける児童の保護者との間には契約が成立しています。そのため、学校給食の提供に関して変更がある場合には、熊本市学校給食費条例施行規則に規定されている様式による書類の提出が必要となります。

主な事由と様式を下表に掲載しておりますので、該当する事由が生じた場合、各様式に記入・押印し、すみやかに学校へ届け出てください。

事 由		提出書類
開 始	・入学、転入	「学校給食提供申込書」 (様式第1号)
終 了	・熊本市立以外の小中学校に転出 ・その他理由(フリースクールへ通学する等)	「 学校給食終了願 」 (様式第2号)
停 止	・入院 ・長期欠席(不登校を含む)	「 学校給食停止願 」 (様式第3号)
再 開	・退院 ・長期欠席からの復学	「 学校給食再開願 」 (様式第5号)
アレルギー等の疾病	・アレルギー等のため、給食の一部(牛乳・主食・副菜)を停止する	「 学校給食一部停止願 」 (様式第6号)
	・アレルギー等により給食の一部(牛乳・主食・副菜)を停止していたが、再開する	「 学校給食(一部)再開願 」 (様式第7号)

【注意事項】

○ 事由が発生した場合は、すみやかに学校へ連絡し、該当の様式をご提出ください。

終了・停止・一部停止に関しては、学校が書類を受理した日の翌日から起算して3日(休日等を除く)を経過する日以後の学校給食提供が止まります。

書類の提出が遅れますと、その分学校給食の提供が続き、給食費が発生しますのでご注意ください。

《例》

6/25(木)	6/26(金)	6/27(土)	6/28(日)	6/29(月)	6/30(火)	7/1(水)
提供有	提供有	休日	休日	提供有	停止	停止
	1日目			2日目	3日目	

↑ 停止願受理日

○ 食材発注の都合上、学校給食の提供をすぐに止めることはできません。

○ 趣味・嗜好による一部停止は認められていません。

○ アレルギー等の疾病による一部停止については、医師の診断書が必要です。

また、アレルギー対応については、面談等がありますので、学校へご相談ください。

○ 各様式は、本通知上表の提出書類の一覧からダウンロードできます。学校にも用意しておりますので、必要な場合はご連絡ください。